

～ 札幌市 PTA 共済会からのお知らせ ～

一般社団法人札幌市PTA共済会は、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員等（保護者・教職員・その他の会員）のPTA活動中における傷害事故によるケガに対して、共済金のお支払いをいたします。

学校外でのケガの補償について

～ケガで通院はしていませんか？～

◎補償の対象（市立幼稚園児・児童・生徒）

偶然性、急激性、外来性の三原則に適合し、医師の治療を受けたケガを対象とします。
 （ケガをした日から3日目以降も共済金をお支払いする状態にある場合に限ります。）

◎ケガをしたら事故報告書の提出を

事故の発生した原因とその状況を具体的に記入してください。

～しているとき、どのようになって、どうなった

<記入例>

- ・サッカーの練習中に、ボールの取り合いで転び、足を捻った。
- ・公園で遊んでいるとき、つまずいて、膝を打撲した。
- ・自転車でバランスを崩して転び、手をついたときに手首を骨折した。
- ・ベッドのかどに足の指をぶつけ、ひびがはいった。
- ・キャンプで火をおこすときに、手をやけどした。 など



PTA活動中のケガの補償について

◎補償の対象（市立幼稚園児・児童・生徒・PTA会員等）

PTA活動中の補償につきましては4月にお配りした「PTA共済会のご案内」で確認してください。ホームページからもダウンロードできます。

※疲労骨折（腰椎分離症等）・成長痛のオスグット病・野球肘などは補償の対象になりません。

学校より事故報告書用紙を受け取り、必要事項をご記入のうえ学校へ提出してください。